

平成12年1月28日 制定（空事第24号・空航第72号・空機第70号）  
令和6年3月29日 最終改正（国空安政第3003号）

航空局長

## 運航管理施設等の検査要領

### I. 目的

この要領は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第102条第1項並びに航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第211条及び第212条の規定による航空運送事業の用に供する運航管理施設等の検査並びに法第102条を準用する法第124条並びに規則第211条及び第212条を準用する規則第229条の規定による航空機使用事業の用に供する運航管理施設等の検査を行う場合の方針等を定めることを目的とする。

### II. 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者（以下「本邦航空運送事業者等」という。）が法第100条第1項又は法第123条の第1項の許可を受けた後、事業を開始するまでに実施する検査

#### 1. 検査対象施設

##### 1.1 航空機の運航管理の施設

- (a) 運航管理室
- (b) 気象情報及び航空情報の収集に必要な設備
- (c) 離着陸重量等の算出等に必要な設備
- (d) 飛行計画の作成に必要な設備
- (e) 通信設備

##### 1.2 航空機の整備の施設

- (a) 整備管理施設
- (b) 機体整備施設
- (c) 装備品整備施設
- (d) 油脂の貯蔵の施設
- (e) 発動機、プロペラその他の予備品及び予備部品並びにこれらの保管の施設
- (f) 救急用具及びその保管の施設

### 1.3 航空機の運航又は整備に関する業務に従事する者の訓練の施設

(a) 航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の訓練施設

### 1.4 本邦航空運送事業者等が当該事業を安全かつ適確に遂行するために特に必要であると国土交通大臣が認めて指定する施設

(a) 本社・本部組織における安全管理施設

(b) 地上取扱業務（貨物及び手荷物の受取及び保管、航空機に係る積載及び重量配分の管理、積載物の積込み及び取卸し（以上の各業務については危険物の取扱いを含む。）、旅客の安全な乗降の確保、航空機の燃料の補給、航空機の雪氷の防除、航空機の地上走行の支援その他空港等内において航空機が到着してから出発するまでの間に地上で実施する作業であってその適切な実施が確保されない場合において航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのあるものに係る業務をいう。以下同じ。）に係る施設

(c) その他、航空機の運航の安全を確保するために国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が特に必要であると認めて指定する施設

## 2. 検査の実施方法

### 2.1 検査の項目及び方法

2.1.1 原則として、「運航管理施設等の検査項目」に定められた検査項目に基づき施設ごとに実地検査を行う。ただし、運航形態等により必要がないと国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が認めた検査項目については、検査を省略できるものとする。また、1.4(c)に基づいて施設を指定する場合には必要に応じて検査項目を追加するものとする。

2.1.2 検査は原則として実地検査を行うものとするが、書面による検査等により安全性が確認されると国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が認めた場合には、実地検査は実施しなくてもよいものとする。

2.2 各施設の検査に当たっては、施設が適切に整備されているかを検査するとともに、当該施設を用いて業務を適切に実施するために必要な組織、人員等が確保されているかを検査するものとする。

2.3 最大離陸重量が5.7tを超える飛行機を用いて行う航空運送事業については原則として実証試験を行うこととし、それ以外の航空運送事業又は航空機使用事業については地方航空局保安部統括事業安全監督官が特に必要であると認めたものについて実証試験を行うこととする。実証試験を行う場合は、「本邦航空運送事業者等が実施する安全性実証試験に係る運用指針」に従うものとする。

### III. 本邦航空運送事業者等が事業を開始した後に実施する検査

#### 1. 運航管理施設等の新設があつた場合の検査対象施設

II. 1. に規定する施設を新設した場合には検査を実施する。なお、航空機の運航管理の施設、航空機の整備の施設及び地上取扱業務用施設については、新たな基地等を新設した場合のみを施設の新設とみなす。

(注) 基地等とは、定期的に運航管理業務（補助業務を含む。以下同じ。）又は機体整備業務を実施する場所及び恒常的に運航管理業務又は機体整備業務を実施する体制を維持している場所をいう。なお、業務を委託する場合で受託者の施設によって業務が行われる場合も基地等に含まれるものとする。

#### 2. 運航管理施設等の重要な変更があつた場合の検査対象施設

以下の変更があつた場合には、運航管理施設等の重要な変更として当該施設について検査を実施する。

##### 2.1 航空機の整備の施設の作業場の新設又は拡張

- (a) 既存の整備基地における機体整備施設の新設
- (b) 機体整備施設の拡張（格納庫のドックの追加その他事業計画変更認可の際等に国土交通省航空局航空安全推進室長又は地方航空局の担当課長等が実地検査等が必要であると認めて指定するものに限る。）
- (c) 既存の整備基地における装備品整備施設の新設
- (d) 装備品整備施設の拡張（国土交通省航空局航空安全推進室長又は地方航空局の担当課長等が実地検査等が必要であると認めて指定するものに限る。）

##### 2.2 使用航空機の型式の追加に伴う運航管理施設等の変更

使用航空機の型式の追加による当該航空機に対応した、飛行計画の作成に必要な施設、整備管理施設、訓練施設、本社・本部組織における安全管理施設等の変更

##### 2.3 本邦航空運送事業者等が当該事業を安全かつ適確に遂行するために特に必要であると国土交通大臣が認めて指定する施設の変更

- (a) 事業計画変更の際等に、航空機の運航の安全を確保するために国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が特に必要であると認めて指定する施設の変更
- (b) 路線・便数の拡大等に伴う本社・本部組織における安全管理施設の変更（組織・体制の変更を含む。）のうち、航空機の運航の安全を確保するために国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が特に必要であると認めて指定

するもの。

### 3. 検査の実施方法

#### 3.1 検査の項目及び方法

- 3.1.1 原則として、運航管理施設等の新設があった場合は「運航管理施設等の検査項目」の当該施設に係る検査項目について検査を行うものとし、運航管理施設等の重要な変更があった場合は「運航管理施設等の検査項目」のうち当該変更に關係する検査項目について検査を行うものとする。ただし、運航形態等により必要がないと国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が認めた検査項目については、検査を省略できるものとする。また、2.3に基づいて施設を指定する場合等には必要に応じて検査項目を追加するものとする。
- 3.1.2 検査は原則として実地検査を行うものとするが、書面による検査等により安全性が確認されると国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が認めた場合には、実地検査は実施しなくてもよいものとする。

- 3.2 使用航空機の追加等により運航又は整備の体制が大幅に変更されると航空局安全部長又は地方航空局安全管理官が認めたものについては、実証試験を行うこととする。実証試験を行う場合は、「本邦航空運送事業者等が実施する安全性実証試験に係る運用指針」に従うものとする。

(附則) この要領は平成12年2月1日から適用する。

(附則) (平成23年7月1日)

この要領は、平成23年7月1日から適用する。

(附則) (平成27年5月8日)

1. この要領は、平成27年6月30日から適用する。
2. この要領の適用の際現に法第100条第1項の許可の申請をしている航空運送事業者に係る法第102条第1項の検査又は法第123条第1項の許可の申請をしている航空機使用事業者に係る法第102条を準用する法第124条の検査については、この要領による改正後のII.1.2.及びII.1.4.の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. この要領の適用の際現に法第102条第1項の検査の合格を受けている航空運送事業者又は法第102条を準用する法第124条の検査の合格を受けている航空機使用事業者の運航管理施設等の新設があった場合又は重要な変更があった場合の検査については、この要領による改正後のII.1.2.及びII.1.4.の規定にかかわらず、

運航規程審査要領の一部改正（平成27年5月8日（国空航第1号））による改正後の同審査要領II.14.に規定する事項が運航規程又は運航基準に定められるまでの間は、なお従前の例による。

(附則) (令和3年7月30日)

1. この要領は、令和3年7月30日から適用する。
2. この要領の適用の際現に申請がなされている法第102条第1項又は法第102条を準用する法第124条の検査については、この要領による改正後のII.2.1及びIII.3.1の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(附則) (令和4年3月29日)

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

(附則) (令和6年3月29日)

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

平成16年6月28日 制定（国空機第1227号）  
平成23年6月30日 一部改正（国空機第282号）  
令和 3年7月30日 一部改正（国空機第364号）  
令和 4年4月 1日 一部改正（国空機第1190号）

## サーキュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：運航管理施設等の検査要領細則（整備関係）

### 1 目的

本通達は、整備関係の施設に関し、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第102条第1項並びに航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第211条及び第212条の規定による航空運送事業の用に供する運航管理施設等の検査並びに法第102条を準用する法第124条並びに規則第211条及び第212条を準用する規則第229条の規定による航空機使用事業の用に供する運航管理施設等の検査を行うにあたって、「運航管理施設等の検査要領（平成12年1月28日付、空事第24号・空航第72号・空機第70号）」（以下「検査要領」という。）に規定する実施基準等に係る要領の細則を定めるものである。

### 2 運航管理施設等の検査（整備関係）の実施基準

2.1 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者（以下「本邦航空運送事業者等」という。）が法第100条第1項又は法第123条第1項の許可を受けた後、事業を開始するまでに実施する検査に関しては、要領Ⅱ. 2.1に基づき国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等（以下「担当課長等」という。）が認めた場合には検査の追加、省略等ができることとしているところ、当該検査の実施基準は、原則として別表1に定めるとおりとする。ただし、当該実施基準が適用できない場合又は他の基準によることが適当であると担当課長等が認めた場合には、その限りではない。

- 2.2 本邦航空運送事業者等が事業を開始した後に実施する検査に関しては、要領Ⅲ. 3.1に基づき担当課長等が認めた場合には検査の追加、省略等ができるとしているが、当該検査の実施基準は、原則として別表2に定めるとおりとする。ただし、当該実施基準が適用できない場合又は他の基準によることが適当であると担当課長等が認めた場合には、その限りではない。
- 2.3 上記2.2の定める実施基準にかかわらず、本邦航空運送事業者等が事業を開始した後に行う新たな基地等の新設又は既存の基地等の変更が次に掲げるいずれかに該当する場合は、検査要領Ⅲ. 1. 及び2. に該当するものとはみなさない。
- (1) 当該基地等において整備が委託される場合であって、当該整備に使用する受託者の施設等が、受託者自らの事業の用に供することを目的として又は他の本邦航空運送事業者等の整備を受託することを目的として既に運航管理施設等の検査を受け、これに合格している場合
  - (2) 当該基地等において他の本邦航空運送事業者等から整備を受託する場合であって、当該整備に使用する施設等が、委託者自らの事業の用に供することを目的として既に運航管理施設等の検査を受け、これに合格している場合
- 2.4 上記2.1又は2.2に定める実施基準に基づき、実地検査が必要となった場合においても、基準への適合性を十分に確認することができると担当課長等が認めた場合にあっては、動画や写真等を活用して遠隔地から検査を実施することができる。ただし、当該検査により基準への適合性が確認できない場合には、追加による実地検査等を実施すること。

附則（平成16年6月28日）

1. 本サーキュラーは、平成16年6月28日から適用する。

附則（平成23年6月30日）

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則（令和3年7月30日）

1. 本サーキュラーは、令和3年7月30日から適用する。

2. 本セキュラー適用の際現に法第102条第1項又は法第102条を準用する法第124条の検査の申請を行っている場合には、なお従前の例によることができる。

附則（令和4年4月1日）

1. 本セキュラーは、令和4年4月1日から適用する。

本セキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空安全推進室整備審査官

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

電話番号 03-5253-8732

F A X 03-5253-1661

運航管理施設等の検査（整備関係）の実施基準  
(要領II. 本邦航空運送事業者等が事業を開始するまでに実施する検査関係)

検査対象施設 (要領II. 1.2及び1.3)		検査実施基準	備考
航空機の整備の施設 (要領II.1.2)	(a) 整備管理施設	<p>原則として実地検査</p> <p>ただし、法第113条の2の規定により整備業務の管理を委託する場合であって、当該受託者の整備管理施設が委託者の使用航空機の型式に係る整備業務の管理に関し、既に運航管理施設等の検査を受けこれに合格している場合は、当該受託者の整備管理施設は書面による検査等によることができる。</p>	
	(b) 機体整備施設	<p>原則として実地検査</p> <p>ただし、当該機体整備施設が、当該事業者の使用航空機の型式に係る整備に関し、法第20条第1項第4号の能力について既に国の実地検査を受け、認定を受けている場合（航空機整備改造認定事業場）には、書面による検査等によることができる。</p>	当該整備施設が新たに認定を受ける場合（サテライト又は限定の追加を含む。以下同じ。）には、運航管理施設等の検査と認定に係る検査を同時に実施することができる。
	(c) 装備品整備施設	<p>原則として実地検査</p> <p>ただし、当該装備品整備施設が、当該事業者の使用航空機の型式の装備品に係る整備に関し、法第20条第1項第7号の能力について認定を既に受けている場合（装備品修理改造認定事業場）、国際民間航空条約の締約国たる外国による認定を既に受けている場合又は同等の安全性が確保されると認められる場合には、検査を実施しなくてもよいものとする。</p>	当該整備施設が新たに認定を受ける場合には、運航管理施設等の検査と認定に係る検査を同時に実施することができる。
	(d) 油脂の貯蔵の施設 (e) 発動機、プロペラ、その他の予備品及び予備部品並びにこれらの保管の施設 (f) 救急用具及びその保管の施設	上記(b)に準ずる。	
航空機の整備に関する業務に従事する者の訓練の施設 (要領II.1.3)		<p>原則として実地検査</p> <p>ただし、訓練を委託する場合であって、当該受託者の訓練施設が、受託者自らの事業の用に供することを目的として又は他の事業者の整備を受託することを目的として、既に運航管理施設等の検査を受け、これに合格している場合には、書面による検査等によることができる。</p>	

運航管理施設等の検査（整備関係）の実施基準  
(要領III. 本邦航空運送事業者等が事業を開始した後に実施する検査関係)

検査対象施設（要領II. 1.2及び1.3）	検査実施基準	備考	
航空機の整備の施設 (要領II.1.2)	(a) 整備管理施設	(1) 施設を新設する場合 別表1に準ずる。 (2) 施設に重要な変更がある場合 使用航空機の型式の追加を行う場合や整備管理の施設又は体制に大幅な変更がある場合（整備管理システムの全面的な変更等）であって、事業計画変更の認可の審査等を通じ、施設、体制等に重要な変更があると認められる場合は、原則として実地検査	
	(b) 機体整備施設	(1) 施設を新設する場合（新たな基地等を新設した場合のみ） 別表1に準ずる。 ただし、当該事業者の既に運航管理施設等の検査を受け、これに合格した他の既存基地等と比較し、新設する基地等（本社や主基地以外の従基地等に限る。）との類似性から基準への適合性が確認できると認められる場合（既存基地と同一の整備実施者により同型式の航空機に対し同様の体制で同様の整備作業を実施している場合等）には、書面による検査等によることができる。  (2) 施設に重要な変更がある場合 既存の基地等において、次のいずれかに該当する場合には、原則として実地検査 ①作業場の新設又は拡張 ・格納庫の新設又は格納庫のドックの追加 ・機体整備の実施者の変更（自社整備・委託整備の変更又は委託整備先の変更等） ②使用航空機の型式の追加を行う場合であって、事業計画変更の認可の審査等を通じ、施設、体制等に重要な変更があると認められる場合（上記①を除く。） ただし、上記(1)と同様に書面による検査等が認められる場合は、書面による検査等とすることができる。	当該整備施設が新たに認定を受ける場合には、運航管理施設等の検査と認定に係る検査を同時に実施することができる。
	(c) 装備品整備施設	別表1に準ずる。	当該整備施設が新たに認定を受ける場合には、運航管理施設等の検査と認定に係る検査を同時に実施することができる。
	(d) 油脂の貯蔵の施設 (e) 発動機、プロペラ、その他の予備品及び予備部品並びにこれらの保管の施設 (f) 救急用具及びその保管の施設	(1) 施設を新設する場合（新たな基地等を新設した場合のみ） 上記(b)に準ずる。 (2) 施設に重要な変更がある場合 使用航空機の型式の追加を行う場合であって、事業計画変更の認可の審査等を通じ、施設、体制等に重要な変更があると認められる場合は、原則として実地検査	
航空機の整備に関する業務に従事する者の訓練の施設 (要領II.1.3)	(1) 施設を新設する場合 別表1に準ずる。 (2) 施設に重要な変更がある場合 使用航空機の型式の追加を行う場合であって、事業計画変更の認可の審査等を通じ、施設、体制等に重要な変更があると認められる場合は、原則として実地検査		

平成12年1月28日制定（空機第71号）  
平成17年10月1日一部改正（国空機第682号）  
平成19年3月28日一部改正（国空機第1360号）  
平成23年6月30日一部改正（国空機第282号）  
平成27年5月 8日一部改正（国空機第76号）  
令和 3年7月30日一部改正（国空機第364号）  
令和 3年7月30日一部改正（国空機第384号）  
令和 4年4月 1日一部改正（国空機第1190号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全政策課長

件名：運航管理施設等の検査項目（整備関係）

「運航管理施設等の検査要領」（平成12年1月28日付け空事第24号、空航第72号、空機第70号）に基づく運航管理施設等の検査項目（整備関係）を以下のとおり定める。なお、以下の検査項目は、本社、主基地、従基地等のすべてに適用されるが、実際の検査に当たっては、当該基地における施設、業務の内容等に応じて、必要な項目についてのみ検査を行うものとする。

## 1. 安全管理

- (a) 整備部門の責任者は当初の計画のとおり適切に確保されているか。
- (b) 組織は所掌分掌ごとに責任が明確となるよう構成されているか。また、必要な情報収集、分析、措置の判断、決定、見直し等を行うための権限及び責任が明確になっているか。
- (c) 業務分掌は組織構成及び業務の実態等から見て適切なものとなっているか。
- (d) 責任者不在時の責任体制は適切なものとなっているか。

- (e) 安全管理を行う上で必要な管理職者が適切に配置されているか。また、管理機能の低下を来す管理職者の兼務が行われていないか。
- (f) 整備規程又は整備基準（航空機使用事業者が航空運送事業者の整備規程に相当するものとして定める整備に関する基準）（以下「整備規程等」という。）の管理、変更が必要となった場合の迅速な対応が行える体制となっているか。
- (g) 航空機の製造者等が発行する整備に関する技術資料等の入手、活用及び周知の方法は適切に定められているか。
- (h) 事故、インシデント等の原因探求及び再発防止策を適切に行う体制となっているか。
- (i) 業務委託会社との契約は、業務の範囲、内容等が明確になっているか。
- (j) 業務委託会社に対する指導監督を行う体制が取られているか。（受託者の選定、業務の範囲の決定、監査等ができる体制となっているか。）

## 2. 整備管理施設及び体制

- (a) 次の要件を満足する整備管理施設が確保されており、必要な設備が確保されているか。
  - ・整備管理業務を実施するのに適切な広さを有すること。
  - ・作業環境が整備管理業務を実施する上で適切に整備されていること。
- (b) 整備管理を行う人員又は組織は計画のとおり配置されているか。
- (c) 整備管理業務が整備規程等に基づいて適切に実施される体制となっているか。
- (d) 品質管理を整備規程等に従って適切に実施する体制となっているか。
- (e) 航空機の製造者等が発行する整備に関する技術資料等の活用、処理及び周知の方法は適切か。
- (f) 整備管理業務を委託する場合（業務の管理の受委託の許可を受ける場合を除き、委託は補助業務に限る。）には、委託する範囲及び内容並びに受託者の能力は適切であり、以下に従って委託管理が行われているか。
  - ・受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた契約が締結されており、契約上、受託者に対する指導及び監督に関する権限が委託者に留保されていること。

- ・受託者の業務監督を行う担当者が定められ、十分な体制を有すること。
- ・受託者に対して委託する業務が明示されていること。
- ・受託者の業務について定期的又は必要に応じ監査を行い、必要な場合は所要の措置を講じる体制となっていること。

### 3. 機体整備施設及び装備品整備施設並びにこれらの整備の実施体制

#### 3.1 整備施設等

- (a) 整備の施設、設備及び器具（以下「整備施設等」という。）は、航空機並びにその装備品及び部品（以下「装備品等」という。）の整備作業の質及び量に対応して必要なものが配置されているか。
- (b) 整備施設等のうち試験設備、特殊工具、計測器等必要なものは、当該航空機及びその装備品等の製造者が推奨するものか、又はこれと同等の機能・精度を有するものであるか。
- (c) 整備施設等のうち必要なものは、整備施設等の設計者、航空機及び装備品等の製造者等が指定する方法に基づき維持管理及び精度管理が行われているか。
- (d) 整備施設等のうち格納庫等は適切な面積、環境等を有し、所定の維持管理がなされているか。
- (e) 整備施設等のうち、材料、部品、装備品、計測機器、試験機器、工具等の保管施設は、施設等の設計者、製造者等が必要として指定する作業環境等を有し、必要な容積を備えているか。
- (f) 整備施設等の借用を行う場合でも上記を満足しているか。
- (g) 整備の施設等を借用して使用しようとする場合には、貸出者と借用者間でその管理に係る役割分担が定められており、必要なときに借用できることが明確であること。

#### 3.2 整備作業

- (a) 整備の方式・方法（整備要目、作業手順書、点検表、使用時間・期限管理、作業の工程管理、整備計画の作成、地方整備基地管理、実施記録の保管）、実施すべき整備作業（委託作業を含む。以下同じ。）が整備規程等の規定に従っているか。

- (b) 整備作業、出発前点検、航空機整備改造認定事業場の確認（法第19条第1項又は法第19条の2）又は有資格整備士の確認（法第19条第2項）等が整備規程等に定められた所定の方法により実施される体制となっているか。
- (c) 不具合是正処置作業の計画の策定等間接部門と直接部門との調整が整備規程等に従い円滑に行われる体制となっているか。
- (d) 不具合是正処置が適切に行える体制となっているか。
- (e) 間接部門と直接部門との業務の区分及び内容並びに指揮命令系統が明確であるか。
- (f) 間接部門として実施すべき業務が整備規程等に基づき行われる体制となっているか。
- (g) 整備の記録及び報告が整備規程等に従い適切に行われる体制となっているか。
- (h) 各部門について内部監査が行われ、不具合の是正、記録等が適切に行われる体制となっているか。
- (i) 運用許容基準の適用が適切に行われる体制となっているか。
- (j) 航空機の製造者等が発行する整備に関する技術資料等の入手、活用及び周知の方法は適切か。

### 3.3 整備従事者

- (a) 事業を計画のとおり実施する上で必要な資格別の数の整備従事者が確保されているか。
- (b) 整備従事者は、整備規程等に規定される配置基準に基づき配置されているか。
- (c) 整備従事者が整備規程等に規定される職務の範囲及び内容に基づき整備作業に従事することとなっているか。
- (d) 整備従事者の勤務体系が整備規程等に従ったものとなっており、業務引継が整備規程等に規定される基準に基づき行われる体制となっているか。
- (e) 整備の委託を行う場合でも受託者の整備従事者が上記(a)～(d)を満足することとなっているか。

### 3.4 整備等の委託

- (a) 受託者が整備規程等に定める選定基準に基づき選定されているか。
- (b) 整備作業（軽微な保守を除く。）を委託する場合は、法第17条第1項の修理改造検査を受ける場合を除き、航空機整備改造認定事業場（航空機整備改造認定事業場の認定を受けることが見込まれる者を含む。）に委託されることとなっているか。【法第19条第1項の航空機又は耐空類別飛行機輸送Tの飛行機に係る整備作業にのみ適用】
- (c) 委託作業の範囲及び内容、委託者による受託者管理の方法等が明確に定められているか。自社作業と委託作業が明確に定められているか。
- (d) 委託管理について、以下を満足しているか。
  - ・受託者との間に委託業務に関して必要な要件が明らかにされた契約が締結されており、契約上、受託者に対する指導及び監督に関する権限が委託者に留保されているか。
  - ・受託者の業務監督のための担当が定められその体制が十分であるか。
  - ・受託者が行う整備の作業内容並びに当該作業に係る整備記録の作成（整備記録が作成される場合に限る。）、品質管理、二次外注先の管理（整備改造認定事業場以外に二次外注が行われる場合に限る。）、整備従事者等の教育訓練の実施等の方法は、文書を用いて受託者に明示されているか（業務の管理の受委託の許可を受ける場合を除く。）
  - ・受託者が整備を実施した航空機及びその装備品等を領収する際には、当該整備作業が適切であることを確認する体制となっているか。
  - ・受託者における整備等の作業の実施状況、品質管理等について、定期的又は必要に応じ監査を行い、必要な場合は改善措置を講じる体制となっているか。
  - ・受託者が実施する整備に係る航空機及びその装備品等の不具合が発見された際に、整備の方式、実施方法等の見直し等の是正措置が行われる体制となっているか。

#### 4. 整備従事者の教育訓練及び審査の施設及び体制

- (a) 整備従事者、監査実施者等の人員（委託する場合は受託者の人員）に対して、整備規程等に従って必要な教育訓練及び審査が行われているか。
- (b) 社内資格等を付与する場合は、上記の教育訓練に基づき付与されている

か。

- (c) 教育訓練及び審査、社内資格等の付与が整備規程等に規定される者により実施されているか。
- (d) 教育訓練及び審査、社内資格等の付与の業務を委託する場合でも上記(a)～(c)を満足しているか。委託範囲及び内容、受託者の能力、委託管理体制は適切か。また、必要な差異訓練が行われているか。

## 5. 油脂の貯蔵の施設

- (a)油脂の規格は整備規程等に定める基準を満足しているか。
- (b)貯蔵の施設及び方法は整備規程等に定める基準を満足しているか。

## 6. 航空機の予備品及び予備部品（以下「予備品等」という。）並びにこれらの保管の施設及び体制

- (a) 予備品等が整備規程等に定める配置基準に基づき配置され保管されているか。
- (b) 使用時間管理、保管期限管理を必要とする予備品等について整備規程等の規定に従った管理が行われる体制となっており、適切に表示がなされているか。
- (c) 予備品等の借用は、整備規程等の規定に基づき行われているか。

## 7. 救急用具及びその保管の設備及び体制

- (a) 救急用具（運航部門で保管、点検を行っているものを除く。）は整備規程等に定める方法により保管されており、整備規程に定める方法により点検又は検査される体制となっているか。

## 8. 緊急連絡体制

- (a) 緊急時における連絡先が適切に定められ、職員に周知されているか。
- (b) 緊急処理に関する社内体制が適切に定められているか。

- (c) 事故対策に係る規程類は適切に配備されているか。
- (d) 職員の職務分担、連絡方法、その他基地における必要な細目は定められているか。
- (e) 捜索救難機関に関する知識は十分有しているか。
- (f) 空港における消防能力、緊急対策等について十分な調査が行われているか。
- (g) 緊急用具の配備及び保管状況は適切に行われているか。
- (h) 緊急事態発生時の連絡網は関係職員の見やすい場所に掲示されているか。

## 9. 記録の管理及び報告

- (a) 下記の記録について所定の期間又は必要な期間保存する体制となっているか。
  - ・ 整備従事者等の資格、訓練、審査その他必要な記録
  - ・ 整備規程等に基づく航空機の整備記録（整備規程等に定める期間）
  - ・ 滑油の給油記録（3カ月）【航空運送事業にのみ適用】
  - ・ 航空日誌（航空機が廃棄又は売却されるまで）
  - ・ 委託契約書（委託終了後1年まで）
  - ・ 受託者の監査記録（過去2回の記録を委託終了後1年まで）
  - ・ その他保管又は報告が必要な記録等
- (b) 整備規程等に基づく航空機の不具合の報告が適切に行われる体制となっているか。

## 10. 航空機

- (a) 航空機が計画のとおり受領されているか。
- (b) 事業の内容に適応する必要な装備、改修等がなされているか。

## 附則

1. 本サーキュラーは平成12年2月1日から適用する。
2. 「運航開始前施設検査の実施指針」（平成7年4月10日空機第389号）は廃止する。

## 附則（平成17年10月1日）

1. 本サーキュラーは平成17年10月1日から適用する。

## 附則（平成19年3月28日）

1. 本サーキュラーは、平成19年3月30日から適用する。

## 附則（平成23年6月30日）

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

## 附則（平成27年5月8日）

1. 本サーキュラーは、平成27年6月30日から適用する。
2. 本サーキュラー適用の際現に法第100条第1項の許可の申請をしている航空運送事業者に係る法第102条第1項の検査又は法第123条第1項の許可の申請をしている航空機使用事業者に係る法第102条を準用する法第124条の検査については、改正後本サーキュラー5. 及び9. の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 本サーキュラー適用の際現に法第102条第1項の検査の合格を受けている航空運送事業者の、又は法第102条を準用する法第124条の検査の合格を受けている航空機使用事業者の運航管理施設（整備関係）等の新設があった場合又は重要な変更があった場合の検査については、改正後の本サーキュラー5. 及び9. の規定にかかわらず、運航規程審査要領細則の一部改正（平成27年5月8日（国空航第4号））による改正後の第2章、第3章並びに第4章15. 及び16. に規定する事項が運航規程又は運航基準に定められるまでの間は、なお従前の例による。

## 附則（令和3年7月30日）

1. 本サーキュラーは、令和3年7月30日から適用する。

2. 本セキュラー適用の際現に法第102条第1項又は法第102条を準用する法第124条の検査の申請を行っている場合には、なお従前の例によることができる。

附則（令和3年7月30日）

1. 本セキュラーは、令和4年6月18日から適用する。

附則（令和4年4月1日）

1. 本セキュラーは、令和4年4月1日から適用する。

本セキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空安全推進室整備審査官

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

電話番号 03-5253-8732

FAX 03-5253-1661